

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和5年1月10日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月10日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。

あしたの委員会定例会の議題は6つです。

まず、議題の1つ目、リサイクル燃料備蓄センターの事業変更許可の審査結果の案の取りまとめです。

変更の内容は、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動などの変更ということで、この震源を特定せずの件で、審査書を取りまとめるというのは、これが第1号案件ということになります。

関係行政機関への意見聴取を行うというのはいつものことですが、あと、パブリックコメントをするかどうかというのを委員会に諮ることになりますが、これは第1号案件なのでパブコメする可能性が高いと考えられます。

議題の2つ目、標準応答スペクトルの取り入れに関する審査状況及び今後の対応方針です。

その議題1の件も含めて、震源を特定せずの件の審査状況全体を報告するとともに、今後の対応方針を諮るというものであります。

対応方針というのは、許可は、今、審査が進んでいますけれども、その後の設工認について、進め方とか経過期間についてということになります。

特に、経過期間については、去年の12月5日に事業者から意見聴取を行いましたけれども、それも踏まえた方針が示されるということになります。ただ、まだ具体的に設工認の経過期間がいつまで、何月何日までというのが出るわけではなくて、今、九州電力の審査が一番遅れていますので、その見通しが明らかになってから日を定めるという方針になっています。

議題の3つ目が、発電所の新規制基準適合性審査の状況ということで、これは定例の四半期ごとの審査状況の報告です。

議題の4つ目ですけれども、ALPS（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する審査状況の報告です。

これは昨年末に審査会合を4回経まして、大体議論が収束しましたので、審査状況を報告するということになります。今後、事業者から申請の補正がありまして、それを受けて審査書を取りまとめて委員会に諮るという方向になっています。

議題の5つ目ですけれども、身分証不携帯事案の再発防止策の状況と、身分証の様式に関する規則の改正案ということです。

これは昨年の9月21日と10月12日に検査官証が発行されていない検査官が検査をしていましたという事案を報告しましたがけれども、その再発防止策の状況の報告ということになります。

再発防止策は主に3点ありまして、1つ目が、身分証の発行の事務を人事課に一元化するということと、身分証の様式、これは携帯しやすい形に見直すということ。3つ目が、検査に入るタイミングで身分証を携帯していることを確認するという3点でしたけれども、その取組状況の報告です。

そのうち、2つ目の様式の見直しについては、今回、規則の改正案を諮るということになっていまして、ちょっと大きくてカード入れに入らなかったのですけれども、小型化してカードサイズ、プラスチックみたいな形、普通のカードの形にして、あと、複数の身分証明書を発行される人もいますので、そういう人は1つにまとめるという規則の改正案になります。

議題の6つ目ですけれども、いわゆる3.11報告と年次報告の取りまとめ方針ということです。

これは1年間の規制委員会の活動について、3月11日の前後に3.11報告というのをやりまして、5月に年度全体をまとめた年次報告というのをやっているのですけれども、ほとんど時点修正だけで同じ中身になっていまして、昨年度取りまとめるときに、もうちょっと特徴を出したらどうか、2つで差をつけたらどうかという意見も出ましたので、改めて検討しましたということですが、やはり、その中身をいろいろ考えますと、それほど違う中身を書くわけにいかないの、やはり同じ中身で時点修正でという、これまでとおりでいきたいと思いますというようなことであります。

次に(2)のところですが、あした、非公開の臨時会議もあります。

議題は高経年化の安全規制の検討の6回目ということで、今回、検討中の条文案も出てきますので、今回は非公開ということになっています。

次が、1月11日の(1)高経年化の件の事業者との意見交換会の2回目です。

1回目は12月26日にやりましたが、それを受けて、今回は事業者側から経過期間の点に絞って具体的な意見が表明されるという見込みです。

次が、裏に行きまして、1月13日の(3)1F(福島第一原子力発電所)の事故分析検討会です。

これは前回12月20日にありましたけれども、そのときに報告書の案が出て意見を聞きましたが、その意見も踏まえて修正をして、今回で検討会としての了承を受ける

見込みになります。了承されますと、今後、委員会に報告しまして、パブリックコメントを経て確定するという流れになっていきます。

次が一番下、4のその他というところですが、来週の月曜から金曜にかけて、ALPS処理水の海洋放出に関するIAEA（国際原子力機関）の2回目のレビューのミッションが行われます。

発表のとおり、月曜のオープニングセッションの冒頭の取材と、金曜日の終了後、森下審議官からの会見があります。審議会の会見の前には、別の場所でIAEAの会見もあるということを知っています。

広報日程の説明は以上でありますけれども、もう一つ追加で、12月27日に運転期間見直しに関する資源エネルギー庁とのやり取りについて説明をしましたが、その際、2つ宿題が残ったと認識しています。

1つ、メインのほう宿題が、エネ庁との面談の際の資料を公開してほしいということで、これは現在作業中で1月中に行う予定ですが、もうしばらくお待ちください。

もう一つ、軽いほうの宿題がありまして、法令審査室が、なぜ内部資料とされるものを作って環境省に渡したのかということについてです。

これは具体的に法令審査室の室長と企画調整官から話を聞きました。聞いて、ある程度なるほどと思うところもありましたので改めて説明します。

2人はエネ庁との面談にも同席をするケースがありまして、新しい制度の検討にも主体的に参画していましたので、その紙の内容自体は容易に書ける立場にはありました。企画調整官というのは、9月1日に規制企画課に併任されたうちの一人ということになります。

環境省との関係で何でそこまで書いたのですかということなのですが、規制庁と環境省というのは、基本的には他省庁のような関係なのですが、一部の業務でだけは普通の役所の本省と外局、経産省本省とエネ庁みたいなそういう関係にある部分のごく一部の業務でありまして、そういう部分だったということなのかなということです。

具体的にそういう業務は何ですかというと、国会審議、国会対応と法令審査です。内閣法制局審査に先立ちまして、本省の官房総務課の審査というのが一般的にあるのですが、その窓口になっているのが規制庁側では法令審査室で環境省側は官房総務課ということになります。

法令審査の場合は、未確定のものでも情報を出さないといかないと審査の作業が進まないもので、法令審査と呼ばれるものは、環境省本省がやるものでも内閣法制局でも同じですが、未確定のものでも出していくという風習というか、そうではないと作業が進まないという面があります。なので、今後、審査をしてもらう相手に対して、情報提供としてそこまで書く必要があると考えたということで、そこはなるほどというところがありました。

そこを改めて聞きまして、そういった必要性、そういった観点で必要なのですというのをちゃんと規制庁の中で説明をして、環境省本省に対しては、法令審査のために送るので、ほかに渡すのは駄目ですよという形を明確にして送っていただければ問題はなかったように思いますけれども、そういう手順を踏まなかったという点について問題があったというのは、先日の委員長会見でも委員長がおっしゃったとおりということかと思えます。

なお、結果的には、環境省の本省の法令審査というのは受けないことになりまして、8月のその時点の後は、法令審査を受ける目的で未確定の資料も送るといような関係はもう途絶えているということでもあります。

こちらの説明は以上です。

#### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—